# 第２章　各　論





この計画では、各基本目標・基本施策を推進するための具体的な取組を実施事業として位置付けることとします。なお、基本施策の取組状況を把握するため、成果指標を設定することとします。

　また、特に重点的に取り組む実施事業及び成果指標には★印を付けています。

## 基本目標１　障害者の権利の擁護の推進

#### 基本施策（１）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害のある人に対する理解と認識を深めるため、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）の周知啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事等を実施し、障害のある人と障害のない人との交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★（１）障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発≪障害福祉課≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」の周知及び障害者の権利の擁護等について障害のある方やない方、一般の企業等に広く周知、啓発を行います。

★（２）「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施≪障害福祉課≫

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。障害種別や障害のあるなしに関係なく、幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としていきます。

（３）「障害者週間」市民のつどいの実施≪障害福祉課≫

毎年12月３日から９日までの１週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、講演会などを実施します。市民の集いの開催にあたっては、幅広い市民が参加できるよう内容の充実を図ります。



（４）人権に関する学習の推進≪生涯学習振興課人権教育推進室≫

市民の人権意識の高揚を図るため、障害者問題をはじめとする様々な人権問題をテーマにした講座を開催するなど、人権に関する学習を推進します。

また、人権作文を書くことを通して身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う教育を障害のある児童生徒にも、障害のない児童生徒にも行います。

（５）交流及び共同学習の発展≪指導2課≫

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習をさらに推進します。また、通常の学級と特別支援学級など、複数の場で学ぶことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。さらに、これらの活動を通して、障害への理解や「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理解啓発を図ります。

（６）心の健康に関する講演会の実施≪こころの健康センター、精神保健課≫

市民が心の健康について関心をもち、精神保健福祉の普及・啓発につながるよう、心の健康に関する講演会を実施します。

（７）市職員の障害者への理解促進≪障害福祉課≫

市職員の障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な窓口等での対応や政策形成への活用を目的として、職員に対する研修を実施します。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発≪障害福祉課≫ | 地域の中で、障害に対する理解が深まってきていると感じる市民の割合（平成25年度45.1％） | ― | ― | 54% |
| ２★ | 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発≪障害福祉課≫ | 障害のある人もない人も参加できる各種スポーツイベントへの合計来場者数 | 2,800人 | 3,000人 | 3,000人 |
| ３★ | 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施≪障害福祉課≫ | 参加者数 | 200人 | 230人 | 250人 |
| ４ | 「障害者週間」市民のつどいの実施≪障害福祉課≫ | 参加者数 | 550人 | 600人 | 650人 |
| ５ | 人権に関する学習の推進（公民館人権に関する講座）≪生涯学習振興課人権教育推進室≫ | 公民館人権に関する講座参加者数 | 2,395人 | 2,442人 | 2,490人 |
| ６ | 人権教育の推進≪生涯学習振興課人権教育推進室≫ | 人権作文の応募点数 | 61,600点 | 61,600点 | 61,600点 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ７ | 交流及び共同学習の発展≪指導２課≫ | 小・中学校と特別支援学校の児童生徒の交流及び共同学習 | 希望者全員実施 |
| ８ | 心の健康に関する講演会の実施≪こころの健康センター≫ | 市民向け講演会の実施回数 | 3回 | 3回 | 3回 |
| 心の健康に関する講演会の実施≪精神保健課≫ | 市民向け講演会の実施回数 | ２回 | ２回 | ２回 |
| ９ | 市職員の障害者への理解促進≪障害福祉課≫ | 研修の実施 | ２回以上 | ２回以上 | ２回以上 |

◆関連する計画

　・さいたま市総合振興計画

　・さいたま市教育総合ビジョン

　・第２次さいたま市特別支援教育推進教育

・さいたま市ヘルスプラン21（第２次）



#### 基本施策（２）障害者への差別及び虐待の禁止

障害のある人の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」に基づき、障害のある人への差別を解消し虐待を防止するための取組を実施します。障害のある人への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんを行うとともに、障害のある人に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を進めます。

実施事業

★（１）障害者差別への適切な対応、支援の実施≪障害福祉課≫

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

また、障害者差別解消法の成立を踏まえ、合理的配慮の提供や地域における身近な差別の解消を推進するため、市民や企業等に対し、合理的配慮の好事例の紹介や差別解消に関する啓発等を行い、障害や障害者に対する理解の促進に努めるとともに、差別や不当な扱いを受けた障害者が適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

★（２）障害者虐待への適切な対応、支援の実施≪障害福祉課≫

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を確保するほか、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を通じて、計画的なフォローアップを行うなど、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。



★（３）差別及び虐待の防止・権利擁護のための研修の実施≪障害福祉課≫

支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等に対して、障害者差別及び虐待への対応に関する実務的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 差別への対応、支援≪障害福祉課≫ | ガイドラインの作成 | 作成・活用 | 活用 | 改定・活用 |
| ２★ | 虐待への対応、支援≪障害福祉課≫ | 保護が必要な虐待事案のうち、保護を実施した割合 | 100% | 100% | 100% |
| ３★ | 差別及び虐待の防止・権利擁護のための研修の実施≪障害福祉課≫ | 研修の実施回数 | ６回 | 6回 | 6回 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画



#### 基本施策（３）成年後見制度の利用の支援

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障害のある人が、地域で安心して生活することができるよう、成年後見制度の利用を支援し、障害のある人の権利・利益を保護します。

実施事業

（１）成年後見制度の利用の促進≪障害福祉課≫

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、判断能力の不十分な障害者に、成年後見制度の利用の促進を図ります。

また、増大する需要に対し、弁護士などの専門職がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民後見人による支援体制を構築するため、その育成・支援を行います。

（２）成年後見制度利用支援事業の実施≪障害福祉課≫

知的障害者や精神障害者の中で判断能力が必ずしも十分でない方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 市民後見人の養成≪障害福祉課≫ | 市民後見人養成研修の実施 | 専門課程 | 初級課程中級課程 | 初級課程中級課程専門課程 |
| ２ | 成年後見制度利用支援事業の実施≪障害福祉課≫ | 報酬助成件数 | 23件 | 35件 | 53件 |

◆関連する計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

## 基本目標２　質の高い地域生活の実現

#### 基本施策（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援

障害のある人に対し、乳幼児期からの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

障害のある人に対する教育は、障害のある人が生活する地域において、障害のある人が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

（１）乳幼児発達健康診査の充実≪地域保健支援課≫

乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を図ります。

（２）私立幼稚園等における特別支援事業の実施≪幼児政策課≫

私立幼稚園等に通園する障害児やその疑いのある幼児、いわゆる「気になる子」への支援のため、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。

また、臨床心理士等を希望する私立幼稚園等に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。

（３）保育所での育成支援の充実≪保育課≫

発育や発達に心配のある児童を幅広く保育園で受入れ、巡回保育相談の実施や療育機関との連携を強化するほか、個々の成長に合わせたきめ細かい柔軟な保育を実施するため、作業療法士等専門職を派遣し児童の育成を支援します。



（４）総合療育センター事業

≪総合療育センターひまわり学園総務課・医務課・育成課・療育センターさくら草≫

医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び家庭支援を継続して実施するために、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会からの報告を踏まえ、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮や、療育センター機能の見直しを図ります。

また、障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図り、複数専門職員による保育所・幼稚園等への訪問支援、保健センター主催の親子教室への協力及び特別支援教育相談センターや小学校との連携を図る地域支援を実施し、障害児の福祉の推進を図ります。

★（５）多様な学びの場の充実≪指導2課≫

障害のある児童生徒が、住み慣れた地域で学べるようにするために、必要のある学校に特別支援学級の設置を進めます。

（６）相談支援体制の充実≪指導2課≫

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、将来を見すえた一貫した支援を受けることができるように、教育、医療、保健、福祉、労働の専門機関が連携し、学校支援を行います。

（７）専門医による健康相談及び健康指導の実施≪健康教育課≫

市立小・中・高等・特別支援学校における児童生徒の心の健康問題に関して、早期発見、適切な対応に資するため、学校からの依頼に基づいて、専門医が面接や電話相談、講演などによる指導・助言を行います。

（８）院内学習室での児童生徒支援≪指導2課≫

さいたま市立病院に入院している児童生徒が、退院後、学校や日常生活へスムーズに復帰し適応できるよう、学習や相談を通して支援を行います。



（９）心身障害児特別療育費の補助≪障害福祉課≫

県内の重症心身障害児施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度障害児の処遇の適正化を図ります。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 乳幼児発達健康診査の充実≪地域保健支援課≫ | 事業の実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ２ | 特別支援事業の実施≪幼児政策課≫ | 特別支援事業の充実 | 対象施設への適切な支援の実施 | 対象施設への適切な支援の実施 | 対象施設への適切な支援の実施 |
| ３ | 保育所での育成支援の充実≪保育課≫ | 作業療法士等の派遣件数 | 90件 | 90件 | 90件 |
| 障害児受入れ所数（内民間保育所数） | 91か所 （30か所） | 94か所（33か所） | 97か所（36か所） |
| ４ | 総合療育センター事業≪総合療育センターひまわり学園医務課・育成課・療育センターさくら草≫ | 診療件数（延べ件数） | 35,000件 | 35,000件 | 35,000件 |
| ５ | 訓練・指導等件数（延べ件数） | 25,000件 | 25,000件 | 25,000件 |
| ６ | 定員充足率（定員１６０名） | 100% | 100% | 100% |
| ７★ | 多様な学びの場の充実≪指導2課≫ | 特別支援学級の設置数 | 85校 | 105校 | 125校 |
| ８ | 相談支援体制の充実≪指導2課≫ | さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会の充実 | 適切な相談・支援の実施 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ９ | 専門医による健康相談及び健康指導の実施≪健康教育課≫ | 専門医による健康相談及び健康指導の充実 | １００％実施（依頼のあった市立学校） |
| 10 | 院内学習室での児童生徒支援≪指導2課≫ | 院内学習室を利用した支援 | 入室した児童生徒に対し、学習面・心理面の支援を行う |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市子ども・青少年のびのびプラン

・第２次さいたま市特別支援教育推進計画

#### 基本施策（２）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じて各種サービスや手当等を支給するなど、障害のある人の自立の助長とその家族の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、すべての市の機関が相互に連携し、障害のある人の地域生活の支援を行います。

実施事業

（１）障害者（児）への福祉サービスの充実≪障害福祉課≫

障害者が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第3章　第4期障害福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

★（２）障害福祉サービス事業所等の整備≪障害福祉課≫

障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）、地域生活支援事業（移動支援など）等の制度が、障害者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるものとなるよう社会資源の充実に努め、地域での自立生活を支援します。

また、在宅及び特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所の整備を行います。

（３）指導監査の実施≪監査指導課≫

自立支援給付対象サービス等の質の確保と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等の指導監査を実施します。

（４）心身障害者医療費の給付≪年金医療課≫

心身障害者やその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳１～３級所持の方、療育手帳Ⓐ・Ａ・Ｂ所持の方、精神障害者保健福祉手帳１級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、６５歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに上記要件に該当する心身障害者となった方は助成対象外となります。

（５）ふれあい収集実施事業の実施≪資源循環政策課≫

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない市民の方の自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

（６）聴覚障害者のための社会教養講座の実施≪生涯学習振興課≫

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

★（７）精神障害者の地域移行支援の実施≪障害福祉課≫

地域自立支援協議会において策定した（仮称）精神障害者退院促進支援指針に基づき、入院中の精神障害者に対して地域移行支援を実施します。

また、基幹相談支援センターを中心に各区障害者生活支援センターと医療機関をはじめとする各関係機関との連携を円滑にするため、地域移行・地域定着支援連絡会を開催し、実態の把握や課題の整理等を行います。

（８）精神科救急医療体制整備事業の実施≪健康増進課≫

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で、民間医療機関の輪番制等による精神科救急医療体制整備事業を実施します。

（９）ひきこもり対策推進事業の実施≪こころの健康センター≫

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話相談・面接相談・訪問・グループワークなどを実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。



（10）家族教室の開催≪精神保健課≫

回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の疾患や障害、家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。

★（11）高次脳機能障害者支援充実と普及啓発≪障害者更生相談センター≫

当事者と家族支援の充実を図り、高次脳機能障害に関する普及啓発のための事業パンフレットを作成し、配布を通してネットワークの形成（事業協力の依頼）を行います。またホームページで相談機関を紹介するなど情報発信をしていきます。

★（12）発達障害者（児）に対する支援の充実

≪障害福祉課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課・療育センターさくら草、こころの健康センター、子ども総合センター開設準備室≫

発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行います。

発達障害児に対して、直接的な療育を行うとともに、保育園、幼稚園に対する地域支援や保護者支援を実施します。また、子育て支援の延長として、インクルーシブ子育て支援モデル（＊）に取り組みます。

医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係機関と連携を図りながら、当事者とその家族へライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

＊親の心配事や子ども自身がどうしてよいかわからない「困り感」への迅速な対応が可能な子育て支援のシステム として、障害がある子にもない子にも、グレーゾーンの子にも有効なプログラムを提供していくモデル。

（13）発達障害児支援の普及、啓発

≪総合療育センターひまわり学園育成課・療育センターさくら草≫

発達障害児の理解と支援方法を広く関係者・関係機関へ普及するため、療育講座を開催するとともに理解啓発のための冊子の作成・配布を行います。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 障害福祉サービス事業所等の整備≪障害福祉課≫ | 障害福祉サービス事業所整備数 | 1ヶ所の整備 | 1ヶ所の整備 | 1ヶ所の整備 |
| ２★ | 移動支援事業所整備数 | 5ヶ所の整備 | 5ヶ所の整備 | 5ヶ所の整備 |
| ３★ | 重症心身障害者等の受入施設数 | ― | 1施設整備 | 1施設整備 |
| ４ | 指導監査の実施≪監査指導課≫ | 指導監査実施事業所数 | 120事業所 | 120事業所 | 120事業所 |
| ５ | ふれあい収集実施事業≪資源循環政策課≫ | ふれあい収集件数（高齢者等も含む） | 1,450件 | 1,550件 | 1,650件 |
| ６ | 聴覚障害者のための社会教養講座の実施≪生涯学習振興課≫ | 社会教養講座延べ参加者数 | 350人 | 350人 | 350人 |
| ７★ | 精神障害者の地域移行支援の実施≪障害福祉課≫ | （仮称）精神障害者退院促進支援指針に基づく地域移行支援実施者数 | 10人 | 10人 | 10人 |
| ８ | ひきこもり対策推進事業≪こころの健康センター≫ | リレートサポーター養成人数 | 10人 | 10人 | 10人 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ９ | ひきこもり対策推進事業≪こころの健康センター≫ | リレートサポーター派遣事業実施回数 | 50回 | 100回 | 100回 |
| 10 | 思春期グループ「コレッタ」実施回数 | 48回 | 48回 | 48回 |
| 11 | 家族教室の開催≪精神保健課≫ | 年間実施回数 | ３コース | ３コース | ３コース |
| 12 | 発達障害者（児）に対する支援の充実≪障害福祉課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課・療育センターさくら草、こころの健康センター、子ども総合センター開設準備室≫ | ペアレントメンター相談事業参加者数 | 20人 | 25人 | 25人 |
| 13 | 発達障害者社会参加事業プラン | 推進 | 推進 | 推進 |
| 14 | 地域施設支援実施件数（延べ件数） | 120件 | 125件 | 130件 |
| 15 | 保護者向け勉強会の開催回数 | 10回 | 11回 | 11回 |
| 16 | ペアレントトレーニング実施件数 | 3グループ（24組） | 3グループ（24組） | 3グループ（24組） |
| 17 | インクルーシブ子育て支援モデル | 庁内プロジェクトチーム設置 | モデル区での試行 | 実施モデル区の拡大 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 18 | 発達障害児支援の普及、啓発≪総合療育センターひまわり学園総務課・育成課・療育センターさくら草≫ | 療育講座の開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 19 | 冊子の作成・配布数 | 800部 | 800部 | 800部 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・しあわせ倍増プラン２０１３

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

・さいたま市子ども・青少年のびのびプラン

・第３次さいたま市一般廃棄物処理基本計画

#### 基本施策（３）障害者の居住場所の確保

障害のある人が自ら選択した地域で生活することができるよう、障害のある人の住まいの確保や、地域で生活し続けるための支援を行います。

実施事業

★（１）グループホーム設置促進≪障害福祉課≫

自立生活を望む障害者のための生活支援体制を整えるため、グループホームの設置促進や生活ホームへの支援を行うとともに、法定外の施設である生活ホームについては、法定のグループホームへの移行を促進します。

（２）障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施≪障害福祉課≫

障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

（３）市営住宅における障害者などへの入居優遇≪住宅課≫

市営住宅への入居を希望する障害者等への入居優遇措置を行うとともに、入居者の暮らしやすさを考えたソフト面の充実も研究していきます。

（４）居宅改善整備費の補助≪障害福祉課≫

下肢、体幹の肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。



成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | グループホーム設置促進≪障害福祉課≫ | グループホームの定員数 | 238人 | 262人 | 286人 |
| ２ | 居宅改善整備費の補助≪障害福祉課≫ | 助成件数 | 10件 | 11件 | 12件 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・しあわせ倍増プラン２０１３

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

・さいたま市住生活基本計画



#### 基本施策（４）相談支援体制の充実

障害のある人やその家族などが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう各種相談窓口を設置し、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

（１）地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実≪障害福祉課≫

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成の場等としてコーディネーター連絡会議の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を改定、活用するなど、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

（２）精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催≪こころの健康センター≫

多岐にわたる行政機関や地域の精神保健・医療・福祉関係者、当事者や家族も含めた有機的な連携を図るため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。

★（３）障害者生活支援センターの充実≪障害福祉課≫

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直し等、その機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

（４）高齢・障害者権利擁護センターの運営≪障害福祉課≫

障害者及び高齢者の権利の擁護に関する専門的な支援機関である、高齢・障害者権利擁護センターを運営し、専門職員による障害者虐待等への対応に関する助言や市民後見人の育成等を行います。



（５）精神保健福祉に関する相談の実施≪精神保健課、こころの健康センター≫

精神保健課・各区役所保健センターでは、相互の連携を密にしながら、市民の身近な機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。また、より良い支

援のため、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。

こころの健康センターでは、心の健康や依存症関連、ひきこもり等について相談に対応します。また、区役所に精神保健福祉士を派遣し、区役所職員の支援をすることで、地域の精神保健福祉の充実を図ります。

（６）障害者相談員の設置≪障害福祉課≫

地域において身体・知的障害者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、必要な援護を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所などとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図ります。

（７）聴覚障害者相談員の設置≪障害福祉課≫

聴覚障害者相談員を設置し、特に聴覚障害者の就労や病院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、手話通訳者などと情報交換や連携を図り、地域の聴覚障害者の支援に努めます。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催≪こころの健康センター≫ | 開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| ２ | 障害者生活支援センターの充実≪障害福祉課≫ | 支援員一人あたりの相談者数 | 90人 | 85人 | 80人 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ３★ | 障害者生活支援センターの充実≪障害福祉課≫ | 権利擁護支援員の配置 | 8区 | 8区 | 全区 |
| ４ | 高齢・障害者権利擁護センターの運営≪障害福祉課≫ | 専門職への相談実件数 | 170件 | 180件 | 190件 |
| ５ | 障害者相談員の設置≪障害福祉課≫ | 身体障害者相談員・知的障害者相談員の相談件数 | 1,200件 | 1,200件 | 1,200件 |
| ６ | 聴覚障害者相談員の設置≪障害福祉課≫ | 相談件数 | 950件 | 950件 | 950件 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画



#### 基本施策（５）人材の育成

障害のある人の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。また、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★（１）手話講習会の開催≪障害福祉課≫

聴覚障害者にとって大切なコミュニケーション手段のひとつである手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話通訳者養成のための最初のステップである手話奉仕員養成講習会を開催します。

また、手話通訳者養成講習会を継続して開催し、手話通訳者の増員を図ります。

★（２）要約筆記者養成講習会の開催≪障害福祉課≫

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うのに必要な知識及び技術の習得を目的として「要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）」の開催を目指します。

（３）市職員に対する手話等の研修≪障害福祉課、人材育成課≫

職員の聴覚障害への理解と人権意識を深めるとともに、聴覚障害のある方への対応能力を高めることを目的とし、手話の実技研修や特別講演等を行います。

（４）高次脳機能障害に関する職員研修の実施≪障害者更生相談センター≫

人材育成のための研修会として支援課等職員向け研修、医療機関職員向け研修の実施と困難事例に対する相談支援の充実を図ります。さらに嘱託医による支援者向け研修やスーパーバイズを実施します。



（５）関係機関向け研修の実施≪こころの健康センター≫

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

#### （６）教職員への研修≪教育研究所≫

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」の理念を含めた教職員向けの特別支援教育にかかわる研修を実施します。講義や演習、体験等を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。

（７）教職員の専門性の向上≪指導2課≫

管理職をはじめとするすべての教員が、特別支援教育に関する基本的な理解を深めるとともに、特別支援教育担当教員の専門性の向上が図れるように研修の充実を図ります。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 手話講習会の開催≪障害福祉課≫ | 受講者数 | 300人 | 300人 | 300人 |
| ２★ | 要約筆記者養成講習会の開催≪障害福祉課≫ | 受講者数 | 30人 | 30人 | 30人 |
| ３ | 市職員に対する手話等の研修≪障害福祉課≫ | 研修参加者数 | 25人 | 25人 | 25人 |
| ４ | 関係機関向け研修の実施≪こころの健康センター≫ | 研修会実施回数 | 10回 | 10回 | 10回 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ５ | 教職員への研修≪教育研究所≫ | ノーマライゼーション条例の理念を含めた教職員向けの特別支援教育にかかわる研修への参加者数 | 700人 | 700人 | 700人 |
| ６ | 教職員の専門性の向上≪指導２課≫ | 特別支援教育コーディネーター実践研修受講者 | 累計６人 | 累計９人 | 累計１２人 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・しあわせ倍増プラン２０１３

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

・さいたま市教育総合ビジョン

　・第２次さいたま市特別支援教育推進教育



## 基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり

#### 基本施策（１）意思疎通等が困難な障害者に対する施策

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や情報の取得のために必要な配慮を行います。

また、ホームページによる情報提供にあたっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドラインに基づいてホームページを作成・公開し、市からのお知らせや行政サービス、イベントなど幅広い情報を掲載するだけでなく、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるようにするなど、ＩＣＴの利活用の促進に努めます。

実施事業

（１）障害者等に配慮した情報提供≪障害福祉課、広報課≫

障害福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者やその家族が利用できるサービス等についての周知を図ります。また、視覚障害のある方等に対して、点字版、音声版のガイドブックも発行します。

また、障害のある方等を対象に、市報さいたま（全市版・区版）の点字・テープ・デイジー版の発行を行います。

（２）聴覚障害者への情報提供の充実≪障害福祉課≫

聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談など、社会参加をする上でのコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じ手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

（３）視覚障害者への情報提供の充実≪障害福祉課≫

視覚障害者向けに、新聞、雑誌、広報など必要な情報を定期的に点訳、音訳して提供するとともに、市内各区の情報や見どころについて、視覚障害者に情報提供を行います。

また、視覚障害者が無料又は低額の料金で、点字刊行物及び盲人用録音物を利用できる社会福祉法人の点字図書館の利用促進を図り、視覚障害者への情報提供

の充実を図ります。



（４）選挙時の情報提供≪選挙課≫

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声テープ及びデイジーCDを希望者に配布するとともに、デイジーCDを市内図書館及び区役所に設置することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。

（５）障害者用資料の収集と作製の充実≪中央図書館資料サービス課≫

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページの充実を図ります。また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 障害福祉ガイドブックの作成≪障害福祉課≫ | ガイドブック発行部数 | 13,000部 | 13,000部 | 13,000部 |
| ２ | 選挙時の情報提供≪選挙課≫ | 音声テープ等配布数 | 200本 | 0本（当該選挙の予定なし） | 200本 |
| ３ | 点訳・音訳資料≪中央図書館資料サービス課≫ | 所蔵数（点字資料、音訳テープ資料、デイジー資料、点訳絵本） | 2,230タイトル | 2,310タイトル | 2,390タイトル |

◆関連する計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

　・第２次さいたま市特別支援教育推進教育

　・さいたま市図書館ビジョン

#### 基本施策（２）障害者の就労支援

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した支援を実施します。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★（１）障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

≪障害者総合支援センター≫

障害者総合支援センターを拠点として、相談業務の充実や他機関との連携、各種講座の開催により就労の準備性を高め、障害者の就労支援の充実を図ります。併せて、各事業所への働きかけ及び他機関との連携により障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

また、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、相談の場や仕事を通して具体的指導を行うなど、職場定着支援の充実を図ります。

（２）障害者ワークフェア等共同開催事業

≪障害福祉課、障害者総合支援センター、労働政策課≫

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉県就業支援課と協力して、「障害者就職面接会」及び「障害者ワークフェア」を共同開催します。

★（３）障害者優先調達の推進≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。

★（４）授産事業の活性化≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫

障害者が、その意欲と能力と適性に応じて、生きがいと希望を持って働くことができるよう、就労に関する情報提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓など、障害者の雇用の促進に取り組みます。



障害者施設に通所する障害者の収入の底上げや職業の安定を図り、地域で自立した生活を送るため、工賃向上に向けた取組を行います。

（５）さいたまステップアップオフィスにおける障害者雇用と就労支援

≪人事課、障害者総合支援センター≫

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実≪障害者総合支援センター≫ | 障害者の一般就労数 | 180人 | 190人 | 190人 |
| ２ | 障害者ワークフェア等共同開催事業≪障害福祉課、障害者総合支援センター、労働政策課≫ | 来場者数 | 【就職面接会】県南地域300名大宮地区200名【ワークフェア】延4,000名 | 【就職面接会】県南地域300名大宮地区200名【ワークフェア】延4,000名 | 【就職面接会】県南地域300名大宮地区200名【ワークフェア】延4,000名 |
| ３★ | 優先調達推進方針の策定とその周知啓発≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫ | 発注件数 | 50件 | 55件 | 60件 |
| ４★ | 授産事業の活性化≪障害福祉課、障害者総合支援センター≫ | 障害者就労施設における平均月額工賃 | 19,000円 | 20,000円 | 20,000円 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ５ | さいたまステップアップオフィス≪人事課、障害者総合支援センター≫ | 障害者の雇用者数 | ８人 | １０人 | １０人 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・しあわせ倍増プラン２０１３

・さいたま市第２期保健福祉総合計画



#### 基本施策（３）バリアフリー空間の整備

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが快適に安心して使えるものに整備していきます。

実施事業

（１）ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発≪都市経営戦略部≫

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向けのバリアフリー体験研修や講演会、庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

（２）福祉のまちづくりの推進≪福祉総務課≫

　「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者をはじめとするすべての市民が安心して生活し、だれもが心豊かに暮らすことができる都市の実現に向け、ハード整備の基準及びソフト面における「心のバリアフリー」を啓発します。

そのための取組として、地域ぐるみで学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。

（３）道路管理者によるバリアフリー化の推進≪道路環境課≫

さいたま市交通バリアフリー基本構想で示された重点整備地区内の道路管理者が管理する施設について、道路のバリアフリー化を進めます。

（４）ノンステップバスの導入の促進≪交通政策課≫

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成していきます。

（５）公園リフレッシュ事業の実施≪都市公園課≫

バリアフリー新法に基づく身障者対応型トイレの改修など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。



（６）さいたま新都心地区まちづくり推進事業≪都心整備課≫

安全で快適なまちづくりを推進するため、歩行者デッキ等のバリアフリー施設の機能を更新します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発≪都市経営戦略部≫ | 職員向けバリアフリー体験研修の参加者数 | 60人 | 60人 | 60人 |
| ２ | 職員向けユニバーサルデザイン講演会の参加者数 | 200人 | 200人 | 200人 |
| ３ | 福祉のまちづくりの推進≪福祉総務課≫ | モデル地区推進事業参加者数 | 250人 | 250人 | 250人 |
| ４ | 道路管理者によるバリアフリー化の推進≪道路環境課≫ | 道路管理者によるバリアフリー化の推進 | 推進 | 推進 | 推進 |
| ５ | ノンステップバスの導入の促進≪交通政策課≫ | ノンステップバスの導入率 | 54.7% | 57.4% | 60.0% |
| ６ | さいたま新都心地区まちづくり推進事業≪都心整備課≫ | バリアフリー施設の機能更新率 | ６８.８％ | ８４.７％ | １００％ |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

#### 基本施策（４）外出や移動の支援

障害のある人が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、それぞれの障害の特性を理解し、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

実施事業

★（１）福祉タクシー利用サービス、自動車燃料費助成事業の実施≪障害福祉課≫

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

（２）自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助≪障害福祉課≫

自動車の免許取得に要した費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

（３）リフト付き自動車の貸出し≪障害福祉課≫

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | 福祉タクシー利用サービスの実施≪障害福祉課≫ | 助成額 | 138,000千円 | 142,000千円 | 147,000千円 |
| ２★ | 自動車燃料費助成事業の実施≪障害福祉課≫ | 助成額 | 36,000千円 | 38,000千円 | 40,000千円 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ３ | 自動車運転免許取得費の補助≪障害福祉課≫ | 年間補助件数 | 15件 | 15件 | 15件 |
| ４ | 自動車改造費の補助≪障害福祉課≫ | 年間補助件数 | 20件 | 20件 | 20件 |
| ５ | リフト付き自動車の貸出し≪障害福祉課≫ | 年間貸出時間 | 6,600時間 | 7,200時間 | 7,800時間 |



#### 基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動の参加を促すとともに、発表、鑑賞、交流の機会の充実に努めます。

実施事業

（１）全国障害者スポーツ大会への参加≪障害福祉課≫

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。

★（２）ふれあいスポーツ大会の実施≪障害福祉課≫

障害者が、スポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、障害者団体などと連携し、ふれあいスポーツ大会を実施します。

（３）スポーツ教室の充実≪障害福祉課≫

障害のある人もない人もスポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、体育協会などの団体と連携し、スポーツ教室を実施します。

（４）障害者・難病患者制作品展の実施≪障害福祉課≫

障害者の創作活動を奨励することにより、創作能力と社会参加の促進を図るとともに、その作品を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

（５）図書館資料へのアクセスの確保≪中央図書館資料サービス課≫

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、PRを強化し、利用者数を拡大します。

（６）市立施設の使用料減免≪障害福祉課≫

経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用にかかわる市の施設の使用料を減免します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １★ | ふれあいスポーツ大会の実施≪障害福祉課≫ | 参加者数 | 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 |
| ２ | スポーツ教室の充実≪障害福祉課≫ | 参加者数 | 360人 | 370人 | 380人 |
| ３ | 障害者・難病患者制作品展の実施≪障害福祉課≫ | 出品作品数 | 75 | 75 | 75 |
| ４ | 図書館資料へのアクセスの確保≪中央図書館資料サービス課≫ | 登録者数 | 20人 | 25人 | 30人 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画

・さいたま市図書館ビジョン



## 基本目標４　障害者の危機対策

#### 基本施策（１）防災対策の推進

災害時において障害のある人に必要な支援や配慮が提供できるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備など各種取組を進めます。また、地域における防災対策を進めるため、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害のある人が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

（１）防災知識等の普及・啓発≪障害福祉課、福祉総務課、防災課≫

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要援護者支援マニュアル等により、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、避難場所の把握や近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

★（２）要配慮者の避難支援対策の推進≪福祉総務課≫

災害発生時に学校や公民館等の避難場所での生活が困難な方の安定した避難生活を確保するため、福祉避難所の指定を進めていきます。

★（３）避難行動要支援者名簿の整備・活用≪福祉総務課、防災課、障害福祉課≫

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供します。

また、名簿を提供している自治会、自主防災組織及び民生委員などの避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめ

た個人別避難支援プランの作成を推進します。



（４）緊急時における確実な情報の発信・受信≪防災課≫

災害時における情報伝達において遺漏ない対応が図れるよう、意思疎通や情報収集が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性に応じた配慮について、あらためて検討します。

また、訓練等を通じて、確実な情報伝達や意思疎通を図るための各種手段について検討します。

★（５）防災訓練への障害者の参加≪障害福祉課、防災課≫

市総合防災訓練及び各区の避難場所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、各区において実施される防災訓練に地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する一般の地域住民の方の理解を深める訓練を実施します。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 防災意識の向上、普及啓発≪福祉総務課、防災課≫ | 災害時要援護者支援マニュアルの見直し及び自主防災組織等へのマニュアルの配布 | 見直し・配布 | 配布 | 配布 |
| ２ | 出前講座回数 | ２０回 | ２０回 | ２０回 |
| ３★ | 福祉避難所の設置≪福祉総務課≫ | 福祉避難場所指定数 | ７６施設 | 追加 | 追加 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ４★ | 避難行動要支援者名簿を活用した、避難行動要支援者の把握、個別避難支援プラン策定の推進≪防災課≫ | 策定マニュアルの配布・周知 | 配布・周知 | 配布・周知 | 配布・周知 |
| ５ | 災害時における情報伝達手段の多様化≪防災課≫ | 情報伝達手段の確保、迅速化 | 複数の伝達手段で迅速に発信できる体制を確実に運用していく |
| ６ | 総合防災訓練への障害者の参加≪障害福祉課、防災課≫ | 障害者参加者数 | 100人 | 110人 | 120人 |
| ７★ | 各区避難場所運営訓練≪障害福祉課、防災課≫ | 障害者参加者数 | ２０人 | 2５人 | ３０人 |

◆関連する計画

・さいたま市総合振興計画

・さいたま市第２期保健福祉総合計画



#### 基本施策（２）緊急時等の対策

障害のある人が地域社会において安心して生活ができるよう、緊急時の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業

（１）緊急通報システムの設置≪障害福祉課≫

単身の重度障害者の緊急時の対応を図るため、安全センター株式会社へ通報できるシルバーホンを設置します。

（２）メール・ファクスによる１１９番通報受信≪指令課≫

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、携帯電話のメール機能やファクスを活用し、障害のある方が消防機関へ緊急通報する際に、確実な通報受信を行います。

（３）緊急時安心キット配布事業≪救急課≫

円滑な救急搬送を図るため、６５歳以上の方や障害のある方などがいる世帯を対象に、掛かり付け医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管する緊急時安心キットを申請により1世帯に1本無料で配布します。

（４）消費者行政の推進≪消費生活総合センター≫

障害者の消費者被害への支援のため、障害者関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、消費生活相談に応じ、消費者被害の解決に努めます。

成果指標

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| １ | 緊急通報システムの設置≪障害福祉課≫ | 設置件数 | 70件 | 75件 | 75件 |



|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 成果指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| ２ | 緊急時安心キット配布事業≪救急課≫ | 緊急時安心キット配布本数 | ５,000本 | ５,000本 | ５,000本 |
| ３ | 消費者行政の推進≪消費生活総合センター≫ | 障害者関係機関等への情報提供件数 | 42件 | 42件 | 42件 |

◆関連する計画

・救急需要対策行動計画

・さいたま市第2期消費生活基本計画

